

## 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令改正の中核市対応状況(53市照会39市回答)

## 別紙2

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成30年4月27日省令改正)

省令改正内容	国基準に合わせた改正を行う予定	改正を行わない	未定
家庭的保育事業者等による代替保育提供に係る連携施設の緩和	27市(69%)	7市(18%)※	5市(13%)
家庭的保育事業による給食の外部搬入施設の緩和			
家庭的保育事業による自園調理の経過措置延長			

※改正を行わないとした市の多くは、改正部分に係る事業所が市内に存在しないなどの理由で、改正による効果がないため、改正を行わないとしている。